

鳥取県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方気象台長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成22年10月5日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 米子市及び境港市